□眺望保全区域・眺望保全ゾーンの基準

該当する景観形成基準のみ、主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｄ

※表中「別表１～２」「別表３」は、「３　景観形成基準」参照

【眺望保全区域：眺望保全ゾーン】

| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- |
| 規模・配置 | Ｄ１高さ | １．建築物等の高さをできる限り抑え、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| ２．今浦停留場から半径750ｍの範囲内においては、建築物等の各部分は、湾周辺の緑の稜線をできる限り超えないよう配慮すること。 |  | □ |
| 形態意匠 | Ｄ２形態意匠 | １．塔屋を設ける場合は、その壁面や屋根が主体となる建築物等と一体感のあるものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ２．建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は避け、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
|  | Ｄ３屋根 | １．主体となる建築物等及び塔屋の屋根は勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするか、屋上や塔屋部分に軒を設けるなど、周辺の地形との調和に配慮すること。 |  | □ |
| Ｄ４色彩 | １．建築物及び工作物の外観の色彩は、別表１～２の数値基準に加え、高さ10ｍを超える部分については別表３の数値基準のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 |  | □ |
| ２．アクセント色の使用は、視点場から視認できない部分に限るものとし、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
|  | Ｄ５外壁 | １．建築物等の高さ10ｍを超える部分の外壁のうち、基調となる色彩については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とする。 |  | □ |
|  | Ｄ６屋根 | １．建築物等の高さ10ｍを超える部分の屋根については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とするとともに、自然景観から突出する高明度色は避けるものとする。 |  | □ |
| 形態意匠 | Ｄ７素材 | １．視点場から視認できる部分への反射性素材の使用は避け、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｄ８附属建築物・附属設備 | １．今浦停留場から半径750ｍの範囲内においては、設備機器類は、視点場から視認できる屋上や塔屋への設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合はルーバー等で遮へいするなど、眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| ２．今浦停留場を除く各視点場から設備機器類を視認できる場合は、ルーバー等で遮へいするなど、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ｄ９電気・通信施設 | １．視点場からの眺望を妨げる場所への設置は避けること。 |  | □ |
| Ｄ１０太陽光発電設備 | １．視点場から視認できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、人工物（土台や支柱を含む）の存在感や反射光を軽減させる工夫をすること。 |  | □ |
| Ｄ１１風力発電設備 | １．視点場からの眺望を妨げる場所への設置は避けること。 |  | □ |